

議案第 16 号

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する  
条例の一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部  
を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 19 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合  
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

附属機関の委員等について、秦野市に準じて報酬額を見直すため、改正する  
ものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 号

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する  
条例の一部を改正する条例

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例（昭和  
36年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。  
別表第1中「7,800円」を「9,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 16 号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                     |                  |              | 旧                                                                                                                                                                     |                  |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------|
| (趣旨)                                                                                                                                                                  |                  |              | (趣旨)                                                                                                                                                                  |                  |              |
| 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項及び第 203 条の 2 第 5 項の規定により秦野市伊勢原市環境衛生組合議会（以下「議会」という。）の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びに次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める。 |                  |              | 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項及び第 203 条の 2 第 4 項の規定により秦野市伊勢原市環境衛生組合議会（以下「議会」という。）の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びに次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める。 |                  |              |
| 別表第 1（第 2 条関係）                                                                                                                                                        |                  |              | 別表第 1（第 2 条関係）                                                                                                                                                        |                  |              |
| 職名                                                                                                                                                                    |                  | 議員報酬又は報酬の額   | 職名                                                                                                                                                                    |                  | 議員報酬又は報酬の額   |
| 議会の議員                                                                                                                                                                 | 議 長              | 年額 249,600 円 | 議会の議員                                                                                                                                                                 | 議 長              | 年額 249,600 円 |
|                                                                                                                                                                       | 副 議 長            | 年額 240,000 円 |                                                                                                                                                                       | 副 議 長            | 年額 240,000 円 |
|                                                                                                                                                                       | 議 員              | 年額 192,000 円 |                                                                                                                                                                       | 議 員              | 年額 192,000 円 |
| 監 査 委 員                                                                                                                                                               | 議会の議員の中から<br>の委員 | 日額 9,600 円   | 監 査 委 員                                                                                                                                                               | 議会の議員の中から<br>の委員 | 日額 7,800 円   |
|                                                                                                                                                                       | 識見を有する者          | 日額 13,000 円  |                                                                                                                                                                       | 識見を有する者          | 日額 13,000 円  |
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員                                                                                                                                        |                  | 日額 13,000 円  | 秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員                                                                                                                                        |                  | 日額 13,000 円  |
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合企画提案型事業審査会の委員                                                                                                                                            |                  | 日額 9,600 円   | 秦野市伊勢原市環境衛生組合企画提案型事業審査会の委員                                                                                                                                            |                  | 日額 7,800 円   |

|                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等認定委員会の委員 | 日額 <u>9, 6 0 0 円</u> |
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等審査会の委員   | 日額 1 3, 0 0 0 円      |
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査会の委員      | 日額 1 3, 0 0 0 円      |
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会の委員 | 日額 <u>9, 6 0 0 円</u> |
| 臨時に設置された委員会の委員               | 予算の範囲内において組合長の定める額   |

備考 1 報酬額を日額で規定する非常勤の職員（附属機関の委員に限る。）のうち、会議において議事を掌理する者の報酬額は、日額に 1, 0 0 0 円を加算する。ただし、報酬額が日額 2 3, 0 0 0 円の者については、加算することができない。

- 2 この表秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会が情報公開請求に対する非公開決定、個人情報開示請求に対する非開示決定その他の処分に係る審査請求以外の案件を審議する場合における同審査会の委員の報酬額は、日額 9, 6 0 0

|                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等認定委員会の委員 | 日額 <u>7, 8 0 0 円</u> |
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等審査会の委員   | 日額 1 3, 0 0 0 円      |
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査会の委員      | 日額 1 3, 0 0 0 円      |
| 秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会の委員 | 日額 <u>7, 8 0 0 円</u> |
| 臨時に設置された委員会の委員               | 予算の範囲内において組合長の定める額   |

備考 1 報酬額を日額で規定する非常勤の職員（附属機関の委員に限る。）のうち、会議において議事を掌理する者の報酬額は、日額に 1, 0 0 0 円を加算する。ただし、報酬額が日額 2 3, 0 0 0 円の者については、加算することができない。

- 2 この表秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会が情報公開請求に対する非公開決定、個人情報開示請求に対する非開示決定その他の処分に係る審査請求以外の案件を審議する場合における同審査会の委員の報酬額は、日額 7, 8 0 0

四とする。

四とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。